

令和2年2月27日

富山市電業協会 様

富山市財務部契約課

富山市発注工事における「インフレスライド条項」等の適用について（お知らせ）

富山市発注工事における、富山市建設工事請負契約書25条第6項（通称：インフレスライド条項）等を、次のとおり運用しますので、お知らせします。

#### 記

#### 1. 適用対象工事

- (1) 残工期が基準日から2ヶ月以上あること。
- (2) 発注者及び受注者によるスライドの適用対象工事の確認時期は、賃金水準の変更がなされた時とする。

#### 2. スライド協議の請求

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面により行うこととし、次の賃金水準の変更がなされるまでとする。請求日の遡及は認めない。

#### 3. 請負代金額変更の方法

- (1) 請負代金額の変更の対象：賃金水準の変更がなされた日以降の基準日における残工事量に対する資材、労務単価等
- (2) 請負代金額の変更の考え方：賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額（スライド額）は、当該工事に係る変動額のうち、請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額（1%は請求者の負担）

#### 4. インフレスライド実施フロー 別紙

なお、令和2年3月1日以降に契約を締結した工事、及び建設コンサルタント業務等のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、新労務単価を適用し算出した予定価格に当初契約の落札率を乗じた契約額への変更の協議を請求できることとしたので、併せてお知らせいたします。

また、2月29日以前に契約を締結し、3月1日時点で工期の始期が到来していない工事については、国・県の特例措置に準じてインフレスライドを準用することが可能です。

（担当）富山市 財務部 契約課  
工事契約係 TEL 076-443-2025

# インフレスライド実施フロー

